

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>(従業者)</p> <p>第3条 介護老人保健施設は、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p><u>(5) 栄養士</u></p> <p>(6)及び(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第10条 一略一</p>	<p>(従業者)</p> <p>第3条 介護老人保健施設は、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p><u>(5) 栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(6)及び(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第10条 一略一</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第16条 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>2 <u>介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第14条の2 <u>介護老人保健施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(基本方針)</p> <p>第16条 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第16条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>

1 一略一

2 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者（法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）、要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。）その他の者を入所又は入居をさせるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第5条第1項の規定は、適用しない。

3 一略一

1 一略一

2 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者（法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）、要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。）その他の者を入所又は入居をさせるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第5条第1項の規定は、適用しない。

3 一略一

4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第9条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第11条第2項（第20条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。

6 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第14条第1項（第20条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を

| 置くよう努めるとともに、規則」とする。